

・まとめ

今回現地調査した、フィリピン、カナダ、オーストラリアにおいては、ジェンダー分析・影響調査に係る各種の意欲的な取組が早くから進められてきた。これらの取組は一定の成果をあげてきたものの、まだ残された課題も多い。以下、我が国における男女共同参画に係る影響調査の手法の検討に当たって参考とするため、海外の現地調査結果のうち、特徴的な内容を取り上げて整理した。

1. ジェンダー分析・影響調査の背景と形態について

（国際的及び国内の背景）

ジェンダー分析・影響調査の背景として、国連で採択された女子差別撤廃条約を受けて国内で男女平等を進める必要があること、また、第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」を重視して、国内でジェンダー主流化を推進している等、国際的な動向を受けて、国内で取組を進めていることが挙げられた。

また、調査した国においては、そのような取組の成果もあって、国会議員、閣僚、行政組織の管理職等、意思決定過程における女性の参画がある程度進んできたことから、ジェンダー問題に対する理解が得られやすかったとのことであり、明示的な法的な義務づけが特になくても、ジェンダー分析・影響調査を実施することが比較的受け入れられやすいという指摘もなされた。

（ジェンダー分析・影響調査の形態）

上記の背景の下、それぞれの国でどのように実施しているかについては、法律や閣議提出案件に対するガイドライン、大臣や首相の支持等によって、ジェンダーの視点からの審査を行うという例があった。

法的根拠のある例としては、フィリピンの GAD (Gender and Development) 予算政策がある。これは、毎年の一般歳出法において規定されている。その規定によれば、すべての政府省庁・機関は、歳出の最低 5% を「開発と国民形成における女性法」(Women in Development and Nation Building Act) に沿ってジェンダー課題を打ち出す事業に当てるこことなっており、議会、予算管理省(Department of Budget and Management)、及び女性政策部局であるフィリピン女性の役割国内委員会 (National Commission on the Role of Filipino Women 以下、「女性の役割委員会」) に GAD 関連施策・事業・活動の業績と執行額を示す年次報告を提出することとされている。女性の役割委員会は、議会に提出される政府予算案を精査する専門予算ヒアリングに参加したり、各機関の GAD 計画を、各機関が予算管理省 (Department of Budget and Management) に承認を求めて提出する以前に審査する権限を与えられている。なお、カナダやオーストラリアのように、法律に直接規定されている訳ではないが、性差別禁

止法や雇用平等法といった男女平等に関する法律の実効性担保のために影響調査を行うという例もあった。

また、カナダのブリティッシュコロンビア州のように、閣議提出案件に対するガイドラインが制定され、ジェンダーに関する影響調査が求められることとなった例もあれば、オーストラリアのニューサウスウェールズ州女性省 (Department for Women) のように、省と大臣の決定によりジェンダー分析を行ったり、各政府機関が女性のために達成した事項について毎年監査を行うことを首相から承認されている場合もある。

さらに、調査した国及び州の政府では、男女平等を推進するための行動計画が作成されているが、カナダのジェンダー平等のための政府計画(国)では、その中で、ジェンダー分析の実施を明示している。

2. ジェンダー分析・影響調査の対象となる政策について

女性政策部局が、女性に影響を及ぼす施策の予算について各省庁に報告を求めたり、閣議提出案件に対して各省庁に働きかけることもあるが、自らの判断で施策を選択していることもある。

(女性に影響を及ぼす施策の予算)

フィリピン G A D 予算政策

女性の役割委員会は、1999 年以降、中期フィリピン開発計画が特定する 4 つの極要な開発分野における施策・事業を 2 つに分類して審査している。4 つの分野とは、人間開発、インフラ・技術支援、開発管理、経済である。施策・事業を 2 つに分類して審査するとは、一つは、訓練、担当部署設置、女性関連活動への参加などのジェンダー主流化を開始または促進する施策・事業を審査することであり、もう一つは、農業省の融資補助施策や交通ターミナルにおける乗客のための保育室設置など、通常の施策・事業のジェンダー対応ぶりを審査することである。

オーストラリア女性予算声明

女性予算声明 (Women's Budget Statement) は、各省庁に対して、毎年その部局の活動や施策がどの程度女性の生活に影響を与えるかについて報告することを要求するものである。国では 1984 年に導入された後(導入当初は女性予算プログラム (Women's Budget Program)との名称)各省庁の予算について取りまとめた分厚い報告書となり、作成が極めて煩雑となっただけでなく、利用しづらいものとなってしまった。その後簡潔化がなされたが、政権が交代した 1996 年以降、「大臣声明」(Ministerial Statement)という形となった。そこでは、首相・内閣府の女性の地位局 (Office of the Status of Women) が、各省庁に対して、各省庁の予算のうち女性に関連するものの提出を求め、それを取りまとめている。

(閣議提出案件)

カナダのブリティッシュコロンビア州では、上記のように、閣議提出案件についてガイドラインが制定され、ジェンダーに関する影響調査が求められることとなったが、主として社会政策関係の法案についてジェンダー分析が行われている。また、同州及びオーストラリア(国及びニューサウスウェールズ州)のように、担当大臣が閣議メンバーである場合、閣議で意見を述べることもある。

ただし、実際問題として、閣議の場での意見を表明するというのは最終手段であり、女性政策部局が問題意識を持って閣議提出案件等を十分前もってチェックし、事前の手続きで各省庁へ積極的に働きかけることを重視しているとのことである。

（女性政策部局が自らの判断で施策を選択）

基本的にジェンダーと全く無縁という施策はないという考えに立っているが、人的・時間的な制約から、焦点を絞り、調査が当該施策の改善に直結する成果をあげることが重要であると認識されている。

例えば、フィリピンが示す対象とする施策の考え方は、国際条約等により実行が義務づけられているもの、特別法があるもの(性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等)

女性を直接の受益者としないものの、女性の地位に影響を与える法律等(農業漁業近代化法、貧困撲滅法)、多額の予算を計上する大規模プロジェクト、優先的に取り組むべきジェンダー問題に対応する政策・プログラム、プロジェクトを対象とすべきことである。また、カナダでは、各省庁における女性政策担当部局がそれぞれ所管の政策・施策についてジェンダー分析を行う一方で、女性の地位庁 (Status of Women Canada) は政府全体の政策や方針を分析評価している。オーストラリアのニューサウスウェールズ州女性省によると、世間の注目を集めそうな分野を戦略的に取り上げることも有効であるとのことである。

また、各省庁における女性政策の推進の中心となる担当部局(フォーカルポイント)や女性団体との意見交換を通じて問題点を発見したり、各省庁に対して提案を行うこともある。

さらに、女性政策部局の働きかけにより、あるテーマに政府全体で取り組む場合にジェンダーの視点を組み込む場合もある。例えば、交通システムの構築に当たって女性の安全等を配慮したり、政府補助金の見直しにおけるジェンダーの側面を指摘した例がある。

（参考）興味深い事例

公共インフラ

フィリピンのGAD予算計画、カナダのブリティッシュコロンビア州、オーストラリアのニューサウスウェールズ州において、公共インフラ(交通、建設等)におけるジェンダーの視点の重要性について指摘された。その視点とは、事業に関わる職員の女性割合、事業の受益者として女性がどれだけの割合を占めるか、女性の実際的ニーズへの配慮(育児、家事に係る利用に対する影響)、女性の安全を考慮(明るい照明を十分に配置する)することなどである。

慈善品輸送に対する補助金

オーストラリアのニューサウスウェールズ州女性省の場合、運輸省と地域サービス省による慈善品輸送分野の補助金政策の見直しに参加し、補助金政策の変更が女性に与える影響を調査するためのチェックリストを開発した。慈善活動における雇用者、慈善品の購買者は女性の割合が高いことから、当該補助金の見直しは、女性により大きな影響を与えるとの調査結果が得られた。

3. 現実にどのように実施されているか

フィリピンやオーストラリア（国及びニューサウスウェールズ州）では、女性政策部局が各省庁に対して広範囲の施策を対象に、女性への影響について報告を求めている。その場合、特に様式を指定しない場合もあれば、簡素な書式に記入を求める場合もある。

ジェンダー分析・影響調査に当たっては、各省庁の担当部局との連携が前提とされている。各省庁に女性政策の推進の中心となる担当部署が設置されており、それぞれが調査を行うが、その際女性政策部局が方針提示や支援を行っている例が見られた。一方、オーストラリアのニューサウスウェールズ州女性省のように、関係省庁と協力しながら、ともに調査を手がける場合もある。

女性政策部局がジェンダー分析・調査についての基本的・一般的考え方を示す手引書を作成している場合はあったが、対象とする施策の選択基準、具体的な質問を内容とするチェックリスト等については、ほとんどの場合見当たらなかった。また、体系的な調査のプロセスが特に具体的に定められている例も見受けらず、ジェンダー分析・影響調査の実施時期（事前・事後等）、所要時間、手法についてはテーマ次第となっている。

とはいっても、事例でみられた調査項目としては、当該政策が性に起因する問題（安全、健康面等に係るもの）、男女間で異なっている実際的なニーズ（育児、家事等に係るもの）を考慮しているか、当該政策に女性が参加しているか、女性の雇用にどのような影響を与えていたかなどが挙げられる。また、カナダでは、女性の置かれている状況や実際的なニーズ、施策が女性に与える影響の把握に当たって、無償労働の研究が重要視されている。なお、カナダやオーストラリアの海外援助機関では、ジェンダーに配慮する一般的あるいは分野別等の手引書を作成している。

また、フィリピンでは、立法府が女性の政治的、経済的、社会的状態に影響する諸法律の主要省庁による実施状況を審査するとともに、ジェンダー課題に対応する法律の制定に取り組んでいる。

4. ジェンダー分析・影響調査の体制について

共通して専門知識の重要性を指摘しており、そのための研修・訓練に力を入れている。また、ジェンダー分析・影響調査の前提となる性別データの整備に努めている。

（専門知識の取得のための研修・訓練）

政府での研修・訓練には、各省庁から幅広い参加がある。フィリピンやカナダ（国、ブリティッシュコロンビア州）では、女性政策部局が、政府全体の研修・訓練に当たってプログラム・教材の開発等を行うなど、中心的な役割を演じている。研修・訓練の対象は、政策アナリスト(カナダ)、新しいスタッフ、ほぼ全員と様々である。なお、仕事を通じての習得という方法を採っているところもある。

（性別データの整備）

カナダやオーストラリアでは、女性政策部局と統計部局との協力の下で、性別データベースの整備が進んでいる。特に重視されているのは、人口、家族と世帯、雇用・賃金と経済活動、教育、保健、意思決定における役割等である。また、カナダのように、指標が開発された場合もある。

（外部専門家との連携）

カナダの女性の地位庁では、自ら調査するのみならず、外部の専門家・N G O等から政策研究申請を公募し、助成金を出して研究成果を活用している。また、海外援助機関では、外部の専門家（コンサルタント）による分析・調査も行われている。

5. 実効性の確保について

カナダやオーストラリアでは、閣僚レベルが関与している（閣議での合意や閣議内外で閣僚が意見を述べる）。また、フィリピンでは、立法府の審査が行われている。すなわち、フィリピンの GAD 予算政策については、各省庁は年次報告を上下両院の「女性委員会」に提出している。同委員会は、各省庁を喚問し、GAD 予算の実施状況を審査している。

ただし、実際に重要なのは、女性政策部局が日頃事務レベルで関係各省庁に働きかけ、提案を行い、協力を促す地道な努力であるとの見方が多い。すなわち、事務レベルで他省庁に働きかけたり、関係省庁担当部局の会合を開催するなど、他省庁との連携を密にすることが重要である。また、研修・訓練の実施によりジェンダー配慮に関する意識を向上させたり、協力的で支援の得られる省庁とともに試行的に調査を行うことが効果的であるとの指摘がなされた。

なお、ジェンダー分析・影響調査の実施に際しての障害としては、例えば、政策・事業担当者の現状の問題に対する認識不足、ジェンダー問題に関する理解不足からジェンダー分析・影響調査の必要性が感じられない、時間的、財政的制約、専門知識・分析手法・技術の不足、性別データの未整備、また、政府組織のリストラや経済効率優先の結果、政府部内での優先順位が低いということなどが挙げられた。

このような障害に対しては、研修・訓練による理解の促進、性別データの収集、利用しやすいデータベースの整備、及び、政府内での理解を得るために、データ・数字を示して現状の不平等を示してジェンダー平等政策の重要性を訴えるなど、地道な努力で克服に努めている。